

利用料金表（令和6年8月より）

☆介護保険

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設短期入所生活介護費 （Ⅰ） 《個室》	451 単位	561 単位	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
併設短期入所生活介護費 （Ⅱ） 《多床室》	451 単位	561 単位	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	815 単位
機能訓練体制加算	12 単位						
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	/		13 単位				
看護体制加算（Ⅰ）	/		4 単位				
看護体制加算（Ⅱ）	/		8 単位				
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位						
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（所定単位数の 140/1000）						
送迎加算	184 単位（送迎実施日のみ）						

☆介護保険外

	個室	多床室
居室代	1231 円	915 円

	日額
食事代	1,445 円

※介護保険の負担割合については、介護保険負担割合証の記載内容に応じて1割・2割・3割のいずれかとなります。

※介護保険負担限度額認定を受けられている場合は、その認定書に記載されている食費・居住費の負担限度額を請求させていただきます。

※散髪の日とショート利用日が重なった時に限り、理容サービス（¥1,500/1回）を受けることができます。

☆1日のご利用料金の目安（介護保険負担割合が1割負担で、介護保険分と介護保険外の分を足した料金です）

※あくまでも目安です。処遇改善加算などは含まれていません。また、食費・居住費が減免無しの場合での目安となります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室の場合	3341円	3451円	3518円	3587円	3660円	3730円	3799円
多床室の場合	3025円	3135円	3202円	3344円	3344円	3414円	3414円

☆介護保険負担限度額認定申請について

令和6年8月から居室代が改定されます。

利用者負担段階	対象となる人	居室費等の負担限度額		食費の負担限度額
		従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者・世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ※預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は給付の対象外	380円	0円	300円
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金収入が80万円以下 ※預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合は給付の対象外	480円	430円	600円
第3段階①	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得額＋課税年金収入＋非課税年金収入が80万以上120万円以下の方 ※預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合は給付の対象外	880円	430円	1000円
第3段階②	世帯全員（別世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金収入が120万円超の方 ※預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合は給付の対象外	880円	430円	1300円
第4段階 （負担限度額なし）	上記以外の方	1231円	915円	1445円

ショートステイを利用する方の食費・居住費は、全額ご本人で負担して頂く必要があります。しかし、所得が低く食費・居住費を負担することが難しい利用者には、申請により、その一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として給付されます。

市町村住民税非課税等の要件に該当する方が対象になります。申請により交付された「介護保険負担限度額認定書」をもとに、ご利用者の負担段階を確認しております。

特別養護老人ホーム ロザリオの園 短期入所事業 担当：生活相談員